

文化学園大学・文化学園大学短期大学部
「学生等の学びを継続するための緊急給付金」に関する募集要項（二次募集）

1. 事業の概要

新型コロナウイルス感染症の影響で、学生生活にも経済的な影響が及んでいる状況の中で、世帯収入・アルバイト収入の減少により大学等での修学の継続が困難となっている学生等が修学をあきらめることがないよう、日本政府が現金を支給する事業です。

2. 支給額 10万円

3. 支給対象者

原則として、日本学生支援機構第一種奨学金・第二種奨学金を貸与している者、文部科学省私費外国人留学生学習奨励費を受給している者、または家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っていること、新型コロナウイルス感染症の影響で、その収入が減少していることなどの要件（基準）を満たす者。

4. 支給対象者の要件（基準）

以下の①～④を満たす者

【家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っていること】

- ① 原則として自宅外で生活をしていること。
（自宅生についても、経済的に家庭から自立している学生等は対象とする。）
* 自宅外で生活しているとは、学生等が生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいう。
- ② 家庭から多額の仕送りを受けていないこと。
* 自宅外で生活する者において、家庭からの多額の仕送りを受けるとは、家庭からの仕送り額年間150万円以上（授業料含む 入学料を含まない）を目安とする。
- ③ 家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できないこと。

【新型コロナウイルス感染症により、アルバイト収入に影響を受けていること】

- ④ アルバイト収入への影響とは次のいずれかの状況。
* 学生等が勤めるアルバイト先が雇用調整助成金等の支援対象となっており、かつ雇用主から休業手当が支払われている場合、当該手当をアルバイト収入とみなす。
 - 1) 新型コロナウイルスの影響で想定していたアルバイト収入が得られない状況が継続していること。
 - 2) コロナ禍前と比較して、アルバイト収入が大きく減少（50%以上減少）し、その状況が本年度になっても改善していないこと。
 - 3) アルバイト収入が増加や一定水準に達していたとしても、家庭の経済状況が悪化したこと等の理由によりアルバイト収入を増やさざるを得ず、修学の継続が困難となっていること。

5. 申請期間と申請書類の提出先

2022年2月18日(金)16:00必着

＊必ずレターパックライトで学生課へ送付

【送付先】

宛先 : 〒151-8523 東京都渋谷区代々木3-22-1
文化学園大学 学生部学生課「緊急給付金」担当 宛

電話 : 03-3299-2315

差出人 : 学生自身の住所・氏名・電話番号

品名 : 緊急給付金申込書類

6. 申請書類

必要書類	概要
1. 「緊急給付金申請書」様式1	①大学ホームページよりダウンロードし、記入漏れのないよう、楷書で丁寧に記入してください(消えるペンは不可)。 ②振込先情報は間違いのないよう、正しく記入してください。 ③利用できない銀行は、外資系銀行、インターネット専門銀行(楽天銀行、ジャパンネット銀行等)、その他の一部の銀行(新生銀行・あおぞら銀行・セブン銀行) ④必ず、本人名義の普通預金(通常預金)の口座を記入してください。
2. 「誓約書」様式2 * 申告内容に虚偽の記載があったときは、支給した給付金を返還していただくことがある。	申請者(学生)本人が受ける給付金の支給要件等を確認するための書類(消えるペンは不可)。

3.	要件	必要書類
支給要件を満たすことを証明する書類	【家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っていること】	
	①原則として自宅外で生活をしていること * 自宅生についても、経済的に家庭から自立している学生等は対象とする。家族から学費等の援助を受けておらず、自ら学費を賄っている等、申請書の「3. 申し送り事項」に詳細を記入すること。この場合、①の証明書類は不要	・ アパート等の賃貸契約書の写し ・ 直近の家賃の支払い証明書類 ・ 本人が世帯主である住民票の写し（等）
	②家庭からの多額の仕送りがないこと	<u>誓約書（様式2）に金額（年額）を記載</u> * 1年次は仕送り予定額を記載 * 2年次以上は 2020 年度の仕送り額を記載
	③家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できないこと	家庭（両親のいずれか）の収入減少を証明できる書類 * 2019年と2020年の収入が記載されている非課税証明書または課税証明書、及び2021年で一番収入が少ない月の給与明細
【新型コロナウイルス感染症により、アルバイト収入に影響を受けていること】		
④アルバイト収入への影響とは次のいずれかの状況 1) 新型コロナウイルスの影響で想定していたアルバイト収入が得られない状況が継続していること 2) コロナ禍前と比較して、アルバイト収入が大きく減少（50%以上減少）し、その状況が本年度になっても改善していないこと 3) アルバイト収入が増加や一定水準に達していたとしても、家庭の経済状況が悪化したこと等の理由によりアルバイト収入を増やさざるを得ず、修学の継続が困難となっていること	1) 申請書の「3. 申し送り事項」に事情等を記入 2) アルバイト先からの給与明細または振込口座の預貯金通帳の写し等（2020年1月以降の2か月分で減少がわかるものと、2021年で一番収入が少ない月のもの） 3) 2021年に他の公的支援措置を受けている場合の受給証明書等（例：持続化給付金、緊急小口資金、総合支援資金等）	

7. 支給方法

申請者である学生本人名義の口座に日本学生支援機構より振り込みます。
本人名義の口座がない学生は、銀行口座を開設してください。

給付金の支給日

申請後、大学での選考を経て、日本学生支援機構の推薦作業が終わり次第、日本学生支援機構より振込みの手続きを行います。

支給の決定については、特に通知いたしません。口座への振込みをもって、支給決定の通知となりますことを予めご了承ください。

8. その他

提出された申請書類や証明書等は、「学生等の学びを継続するための緊急給付金」の申請のために使用されますので、採用結果の可否にかかわらず、返却いたしません。

また、提出された申請書類について、申告内容に虚偽の記載や証明書の不正があった場合は、支給した給付金を返還していただくことがあります。

問合せ先：文化学園大学 学生部学生課 Tel 03-3299-2315

*メールでの問合せは受け付けておりません